

令和 7 年度

第 1 回茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会

会議録

議題	(1) 令和 7 年度心のバリアフリー教室について(資料 1、資料 2、資料 3) (2) 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の中間評価について (資料 4) (3) その他
日時	令和 7 年 8 月 4 日 (月) 14 時 00 分～16 時 00 分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎 4 階会議室 3・4 (オンライン併用)
出席者名	会 長：大原 一興 委 員：松本 大造、沼上 洋一、鈴木 嘉朋、若林 英俊、柏崎 周一、高丸 やい子、瀧井 正子、沼田 ユミ、上杉 桂子、今井 達夫、瀬川 直人、峯尾 明美、倉金 勲、伊藤 久美、石井 勇、小松 修司、斉藤 進、平井 靖範、深瀬 純一 (欠席委員) 委 員：国分 宏樹、大澤 武廣、嶋原 謙二、白鳥 慶記、原 浩仁、谷久保 康平、小林 将人、城田 禎行、ディアロ アブドゥル ガディル、堀場 浩平 (事務局) 都市部 都市政策課：課長 菊地 篤、課長補佐 錦織 多可志、主査 松谷 絵美子、主査 松本 明日香、主査 寺井 淳平
会議資料	・ 議案趣旨書 ・ 次第 ・ 資料 1 令和 7 年度心のバリアフリー教室について ・ 資料 2 プログラム概要 (案) ・ 資料 3 教材 (案) ・ 資料 4 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想中間評価報告書 (案) ・ 委員名簿
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0 名

(会議の概要)

1. 開会

大原会長 : 横浜国大の大原です。今日もお暑い中ありがとうございます。
それでは早速、今年度第1回になりますが、推進協議会ということで始めたいと思います。

さて、今日は議題が2つあるということで、1番目の議題が資料もたくさんありますし、内容的には広範な内容を含んでいるのではないかと思います。こちらに時間をかけることになると思いますが、事務局、早速始めてよろしいですね。

2. 議題

(1)令和7年度 心のバリアフリー教室について

大原会長 : それでは、議題1のメインのほうの心のバリアフリー教室ということで、今年度具体的に展開をするわけですが、これについての資料の説明、資料は1、2、3まで使われると思います。
それでは、事務局から説明をいただいて、それで皆さんと議論したいと思います。お願いします。

事務局 : それでは、事務局から失礼いたします。議題1について説明いたします。本議題の資料は、資料1、資料2、資料3になっております。会場の皆様はお手元の資料、または前方のスクリーンをご覧ください。オンラインでご参加の委員の方は、お手元の資料、または画面上に表示される資料をご参照ください。

初めに、資料1をご覧ください。令和7年度心のバリアフリー教室の概要について説明いたします。

1、令和7年度の取組方針につきましては、本年3月の協議会でご説明させていただいたとおり、記載の方針に基づいて心のバリアフリー教室の実施内容を検討しております。

続きまして、2、実施概要です。今年度の募集対象は9校としております。心のバリアフリーに関する学校現場の関心は非常に高まっており、実施体制の限られた人的資源の下でも多くの児童に学びの場を持つてほしいという意図で今年度の募集校を9校に設定しております。また、将来的には市内19校の小学校全校で実施できる、さらに、学校単独での実施ができることを目指しております。

時間は1校当たり45分×3コマで、3コマ目の後に宿題を設定しております。

1コマ目はクラスごとに各自の教室で、2コマ目、3コマ目については学年全体を対象に体育館などで実施することとしております。

1コマ目の講師は担任の先生、2コマ目、3コマ目の講師は市職員が担当します。2、3コマ目は休憩時間を挟み連続で行いますが、1コマ目は必ずし

も同じ日に行う必要はないと考えており、1コマ目と、2コマ目、3コマ目の間に各学校が独自の取組を行うことが可能になります。

先生に1コマ目をご担当いただく理由は、これまでの協議会でご意見をいただいたとおり、先生自身が心のバリアフリーについて正しく理解することが重要であるという考え方に基づいております。

対象学年は、学習指導要領の確認、教育委員会への相談の結果、原則小学5年生としております。

続きまして、3、プログラム概要です。本教室の目的は「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことでなくせるバリアがあることを理解し、実践する気持ちを育む」。

これまでのプログラムは、体の不自由な方々との対話や体験を通して児童たちが相手の視線に気づくきっかけをつくることで、学校や町なかで相手の気持ちを考えた支え合いができることを目指していました。障がいを感じることができない児童にとっては貴重な体験の機会を提供することができ、障がい者理解が得られたと学校現場などから評価をいただいております。

今年度は、障がいのある人への理解、そこから一歩学びを進め、自分にできること、そこに重きを置いたプログラムへ改定します。当事者が出向き障がい者について学ぶ福祉教育は、茅ヶ崎市社会福祉協議会さんが実施可能であることから、本教室では心のバリアフリーへの理解に重きを置き、すみ分けを図ってまいります。ただし、当事者の方の声は動画という形で児童に届けたいと考えております。

(2)、時間割につきまして、資料2をご覧ください。

全体の構成は次のとおりです。1コマ目は基礎編として「心のバリアフリー」を知る。そして2コマ目、3コマ目は応用として、コミュニケーション、障がいの社会モデルについて考える構成になっております。

教室の実施手法については、教育委員会からのアドバイスを基に講義と活動のバランスを調整しております。一方的な知識の押しつけにならないように、講義中における問いかけやプリント、宿題の活用によって、児童の気づきや自ら考えることを促す内容になるように工夫し、プログラムを組み立てています。

それでは、次に各コマについて順に説明いたします。資料3を併せてご覧ください。

まず1コマ目、「知ろう！心のバリアフリー」です。こちらは資料3の1ページ目から18ページ目になります。

1コマ目の講師は担任の先生が担当します。クラス単位で教室にて実施します。項目ごとの時間配分は資料2に書いてありますので、こちらをご確認ください。

1 コマ目の内容についてご説明させていただきます。1、いろいろな人がいることを知る。こちらは、資料3の1ページ目から5ページ目をご覧ください。こちらでは個人の障がいについて伝えます。見た目では分かりにくい障がいや高齢者、妊婦、外国人など、様々な困り事を持つ人がいることを伝えます。こちらでは市民部会と協働で作成したポスターを使用予定としております。

2、「バリア」を知る、こちらは資料3の6ページから10ページをご覧ください。こちらでは社会にある障壁について伝えます。段差などの目に見えるバリア、言葉の壁や偏見などの目に見えないバリアについて学びます。

3、「心のバリアフリー」を知るは、資料3の11ページから16ページをご覧ください。こちらでは、障がいのある人自身が変わるのではなく、あなたが社会的障壁を取り除く、このことでバリアが解消されるという障がいの社会モデルを学びます。続けて、社会的障壁を取り除く行動として、差別しないこと、合理的配慮の不提供を行わないこと、こちらについて、一方的に行動するのではなく、コミュニケーションを取ることの大切さを学びます。

1 コマ目の授業に先立ち、事務局からは、講師をされる先生へ研修を実施します。研修では、授業の内容だけではなく、本教室での取組方針、学びの目的、そして狙いについてしっかり説明をさせていただきまして、理解をしていただいた上で、一方的な研修ではなく、相互に対話できる環境での研修の実施を考えております。先生方への研修は本教室にとって非常に重要なものであると考えておりますので、教育委員会と協議を重ねた上で行ってまいります。

また、資料3のスライドの下の方に記載しております内容、話す内容だとか児童にやってもらいたいことというのが書いてあると思うんですが、こちらの内容については授業を行う講師向けになります。スライドやプリントなどの教材に記載されている難しい単語については、教材の中で説明書きを併せて表記したり、講師により説明するなどして対応させていただきます。

また、話す内容や児童にやってもらいたいことというところは、授業で使用する教材それぞれについて、児童に何を学んでほしいのかを明確にするために記載しております。話す内容や児童にやってもらいたいことの具体的な時間配分は、取組方も含めまして、実際に授業を行っていく講師に一任するよう考えております。

それでは次に、2コマ目、「考えてみよう！心のバリアフリー（コミュニケーション編）」です。資料3は19ページから37ページになります。こちらは体育館で市の職員が実施します。1コマ目から時間が空くことを想定し、まず1コマ目の振り返りを行います。振り返りが資料3の19ページから26ページになります。

次に、資料3の28ページをご覧ください。身体障がい者、精神障がい者、お年寄り、小さい子ども連れ、日本語に不慣れな方の声を収めた動画を視聴

します。動画を視聴することによって様々な当事者の声を児童へ届け、共感や気づきを促します。1人3分程度を目安に児童が共感できるような場面における社会的障壁、困っている人に対して一方的に接するのではなくコミュニケーションを取ることの大切さ、困ったら相手に伝えることの大切さというところをポイントに絞ってお話をさせていただきたいと考えております。

動画を視聴したことで、児童が、なるほど、そうなんだといった気づきや共感の気持ちを得ることを目的としており、コミュニケーションを取ることの大切さについて理解を深めてほしいと考えております。また、動画の作成に当たりましては、協議会の皆様にご協力をお願いしようと思っております。続いて、3、想像する、4、コミュニケーションを取る。こちらは資料3の29ページから37ページをご覧ください。こちらではプリントを活用し、遠足を題材に日常生活で起こり得る困り事について想像を深めます。また、ハード面、環境や整備、そしてソフト面、コミュニケーションや配慮、こちらを含めた困り事を解消する方法について考え、さらに、小学5年生の児童が実践できるバリアの解消法についても意識を育てる授業構成としております。

続いて、連続授業の後半である3コマ目、「考えてみよう！心のバリアフリー（障がいの社会モデル編）」です。資料3の38ページから56ページになります。こちらは、休み時間を挟み、引き続き体育館で市職員が実施いたします。

まず導入として、1、バリアを減らす工夫、こちらは資料3の38ページから44ページをご覧ください。こちらでは児童に身近な環境である家庭や学校を中心にクイズ形式で気づきを促します。

次に、2、バリアを減らす社会の取組は、資料3の45ページから49ページをご覧ください。こちらでは、県条例による建築基準の設定など、ハード面のバリアフリー化やソフト面の取組として言葉でのコミュニケーションが難しい方、日本語に不慣れな外国人などに対して、絵や文字を指して意思を伝えるためのコミュニケーションボードの活用などを紹介いたします。心のバリアフリー教室も、こうした取組の一環であることを伝えさせていただきます。

続いて、3、障がいの社会モデルを考える、こちらは資料3の50ページから53ページをご覧ください。こちらが3コマ目のメインとなります。実生活で起こり得るバリアとその解決方法について考えます。こちらはプリントを用意いたします。場面設定は、聴覚障がいのある人が目覚まし時計や玄関チャイムの音が聞こえない場合です。ハード面であるといいものと、小学5年生の児童自身ができるバリアの解消法について、プリントを使って個人やグループで考える時間を設けます。

最後に、4、まとめ、こちらは資料3の54ページから56ページをご覧ください。こちらでは1コマ目から3コマ目の内容を振り返ります。まとめ

をした後に宿題の説明をさせていただきます。宿題は障がいの社会モデルについて考えることをテーマに、2つの場面と、そこでバリアを感じる人を設定します。資料3の57ページから63ページになります。

1問目は、大きな音が苦手で、利き手をけがしている児童が学校生活を送るにはどうすればよいかという場面です。こちらは資料3の57ページから59ページをご覧ください。この中で、どのような支援や工夫があるといいのか、そして周囲の児童や自分自身にできることを考えていただきます。

2問目は、様々なバリアを抱える人々が集まる避難所での生活です。こちらは資料3の60ページから62ページをご覧ください。この場面では、ハード面でどのような整備が必要なのか、また、その場にいる児童ができることは何なのか、考えることを目的としております。2問目は、児童と保護者が一緒に考えることでより効果的な学びが得られるのではないかと考えております。

この宿題は、3コマにわたる授業の集大成として位置づけており、児童が主体的に実際に起こり得る身近な場面を通じて、障がいの社会モデルの視点から物事を捉える力を育むことを狙いとしております。また、本教室の効果を把握し、今後のさらなる改善を生かすために児童と保護者の方に感想を書いてもらうよう考えております。宿題の説明をして、3コマに当たる心のバリアフリーが終了となります。

また、本協議会の市民部会から意見をいただいております。今日、お手元のほうにA4印刷の3枚のものを皆様のお席に置かせていただいております。こちらの意見も参考に今回のプログラムを構成させていただきました。

続いて、4、スケジュールです。引き続き教材や宿題の検討、動画の精査をしてまいります。教室の実施に向けた動きとしましては、今月に実施希望校を募集いたします。そして9月中旬に実施校の決定、その後、先生向けの研修や開催日時の事前調整を経まして、10月から令和8年3月までの期間に教室を実施しております。

議題1の説明は以上です。

大原会長 : ありがとうございます。フルに内容が入っていますので大変長大なものだと思いますが、どうでしょうか、早速ご意見をいただくということでしょうか。

私のほうからちょっと確認しておきたいのは、市民部会が先だって行われましたし、それから、若干事前に見せていただく機会もあった中では、私なんか思うに、果たして、今の対象の小学校5年生に理解できる範囲なのかどうかと。この手のテーマに関しては前例があまりないかと思うので、新しい試みだと思しますので、小学校5年生で理解できるのか。言葉もいろいろと難しいし、我々大人でもきちんと理解しているかどうか、あやふやなことまでちゃんと伝えようとしているというところで、難しさについて。つくられている過程では、教育の専門家、現場の教諭の経験のある方で実際にこれが

小学校5年生に適切かどうかというチェックは取りあえずされているということですので、その辺を前提で、最初から難し過ぎるという一言で終わらないように、何かいろいろ建設的なご意見をいただけるといいかなと思います。

斉藤先生から具体的に質問が出ていたんですけれども、これについては説明は事務局からは特にないですか。資料を見てもらえで終わらせる感じですか。一応事前にいただいた質問に対して、それを踏まえて修正をした結果だということだそうです。その辺も併せて、皆さんからご自由にいろいろご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

上杉委員 : 自閉症児・者親の会の上杉です。

障がいの社会モデルに沿って大変考えてくださったプログラムだというふうに思います。なので、すごくこの進め方には賛成です。

ただ、何点か当事者側として、ここをちょっと強調してほしいなというところがありまして、例えば資料3の14ページの下の方の話す内容、3つ目のところに「思い込みで行動せず、相手が希望することを聞くことが大切」とあります。ご説明の中にもありましたが、合理的配慮ということの意味がここの部分が非常に強いんですね。まず、障がい当事者の本人の声が一番なんです。それを聞いた上で、過度な負担にならないことを行うということが合理的配慮の基本的な考え方なんです。

ちょっと微妙だなと思うのが、相手の困り事を想像しましょうみたいな言葉もたくさんあって、それはそれで大事だと思っているんですけれども、まず第一義はここなんですね。ご本人のどうしてほしいかを聞く。ここを一番に強調した内容に少し書いていただくとありがたいと思います。

それから、同じく資料3のページ43、44に、これは何が違うみたいな、簡単なイラストと一緒に、43はホワイトボードの写真とか、あと44についてはシャンプーが載っていますね。ここはもし可能でしたら実物の写真とかのほうがいいと思いますし、ホワイトボードに関して言えば、上下できるようなスイッチみたいなのが写真の中でもっと明確に出ていると子どもたちも答えやすいかと思いました。

同じく資料3のページ47のほうで、コミュニケーションボードは意思疎通が難しい人について有効であるというような内容ですが、実際知的障がいや発達障がいの当事者を抱える家族から見ると、コミュニケーションボードでは分からない人もかなりたくさんいて、やっぱりここでも、コミュニケーションボードだけにとどまらず、説明するときに写真とか具体的な絵とか、あと実物、こういったものがコミュニケーションには有効であるということを伝えていただければと思います。

ごめんなさい、コミュニケーションボードは聴覚障がいの方のためのものでしたね。失礼しました。そういったことをちょっと感じたのでお伝えします。

大原会長 : ありがとうございます。事務局のほうで一つ一ついきますか。直せる範

囲で、言葉である程度補ったり、直せるかなと思います。それから最初のご指摘は、想像するだけではなくてまず聞く。聞いて、または想像して、共感に基づいて対応するというのが肝だと思います。

上杉委員 : 善意の不適切な対応が当事者としては一番つらい対応になってしまうので、そこはぜひ強調してお願いします。

大原会長 : ということをお願いします。
そういう感じで具体的に。どうぞ。

柏崎委員 : 老人クラブの柏崎です。

ちょっと基本的なことでお伺いしたいんですけれども、子どもたちに配布する資料というのは、どういう資料が配布されるのでしょうか。今日配られた資料を修正した格好で生で子どもには配られるのでしょうか。ちょっとその辺のところが曖昧なので、子どもたち分にまた別の資料を作られるんですか。

事務局 : ありがとうございます。本日皆様にご覧いただいている資料は、基本的には前面のスクリーンやプロジェクター等を用いて投影するスライドを考えております。児童に実際に配るものにつきましては、プリントや宿題を考えております。申し訳ございません、プリントや宿題は、まだ最終的なプリントや宿題といった形の体裁に整えた状態で皆様にお示しをまだしていませんが、本日の資料の中に、例えば宿題でしたら、最後のほうになりますが、58ページ以降がその宿題の内容になっております。

こちらは、本日の協議会に合わせて、皆様にご覧いただきやすいようにスライド形式で統一して配付をさせていただいておりますが、実際児童に配る際には、内容はこのままでレイアウトを工夫しまして、例えばA3、1枚の表裏に収まるといった形で配布を考えております。

スライドにつきましては、これから教育委員会の先生方と相談にはなってしまうんですけれども、児童たちにこのまま配ってしまうのか、あるいはスライドとしてあくまで活用すべきものなのかということころは、すみません、正直なところまだ議論が至っておりません。そんな状況でございます。

柏崎委員 : ありがとうございます。先ほど座長が言われましたように、内容は、大人に説明してもいいような、大人でもかなり難しい。これは3時間でやるわけですから、3時間といっても45分が3回で、そういう意味ではかなり盛りだくさんで、どこまで子どもたちに理解できるのかなという心配が実はあるんですが、それにしてもすごく立派にいい教材ができたなと私は思っていますけれども、3時間で、大人でもかなり難しいのを子どもたちにどういうふうに、全部が全部ではなくて、少しでも伝わってくればいいなとは思いますが、その辺のところはどうなんでしょうか。

事務局 : ありがとうございます。実は、裏話になってしまうんですが、本日皆様にお渡ししております資料よりももっとスライドの枚数が多いものを事務局としては用意しておりました。教育委員会と打合せをさせていただいたとこ

ろ、やはり今柏崎委員がご指摘いただいたとおり、分量が多過ぎるという指摘をいただきまして、もう少し内容を焦点化、要はフォーカスを当てていかないと、児童たちにあまり多くのものを詰め込んでしまうと結局何も残らないのではないかなというような指摘をいただいております。ですので、実は当初の案よりも事務局としましては幾らかスリム化させたものになっております。

ただ、これでもまだひょっとすると内容は多いかもしれません。学校の先生からは、このスライドにつきましても、やはり緩急をつけたり、スライドそのものを消化するというよりも、中身で何を児童たちに伝えたいかを強く、特に1コマ目で、学校の先生たちに事前の研修でしっかりと伝えて、学校の先生たちがそれを把握した上で授業に臨むことが大事であるというようなアドバイスをいただいておりますので、その辺のところをしっかりと事前研修で伝えていきたいと思っておりますし、また、今回、プログラムが新しく刷新しておりますので、今年度実施をして、やはりちょっと詰め込み過ぎているなということであれば、このプログラムで未来永劫突っ走るということは全く考えておりませんので、毎年度毎年度必ず振り返りをして、よりよいものにどんどんどんどん最適化を図っていきたいと考えております。

石井委員 : 公募市民の石井と申します。

趣旨は柏崎委員と同じなんですけれども、事前に先生にご説明するときにこの2点を強調してご説明いただきたいと思う、私自身が分かりづらいというところだけお願いしたいんですが、まず特性というキーワード、これはすごい重要なキーワードになっていますよね。一般市民の方は特性というのはあまりキーワードとして使っていない。一般的に個性ですよ。勉強すると、特性と個性は全然違う世界だよということになっているので、特性という言葉、教える先生、説明する先生の方にご理解をきちっといただかないと流れが行かないですよ。その点をちょっとお願いしたいな。

もう1点が、例えば大事なのは差別をしない、合理的配慮をする。ここにおられるような専門家の方は合理的配慮というのは市民権を得ていますが、一般の先生方とか、ましてや5年の児童が合理的配慮という言葉を使う必要があるのかどうか。心遣いとしてちょうだいよ、気遣いしてちょうだいよ、それで十分だと思うんですね。合理的配慮というのを法律でどうのこうのという世界は全然必要ないので、人として、児童として、人間として人を思う気持ちは大事なんだよということを伝えていただければ。

専門の方が使っているような専門用語みたいに近い言葉で、あまりまくし立てるような話はしないと思いますけれども、ぜひかみ砕いて、心遣い、気遣いで僕は十分だと思うので、そういうところは何点か。きっと事務局の方もお気づきになっている点はあると思うんですけれども、その点をポイント的に事前にご説明いただいたら助かるなど、そんなように今考えています。

事務局 : ありがとうございます。もちろん学校の先生方とお打合せをさせていただ

いている中で、例えば資料のスライドの中に障がいの社会モデルという単語が出てまいります。こちらについても、小学5年生がこの障がいの社会モデルという言葉そのものの意味を知っている必要はないと事務局としても思っております。率直に学校の先生方と相談をさせていただきました。障がいの社会モデルという言葉のスライド上使うかどうか。そのことについては、実は相談の結果、使わなくした単語もありますし、障がいの社会モデルのように残した単語もございます。もちろん石井委員、柏崎委員がおっしゃっていただきましたとおり、我々事務局としても、暗記の授業のように単語を覚えることがこの授業の目的ではございません。子どもたちに心のバリアフリーの内容について一つでも多くのことを残したいというのが教室の狙いでございますので、こういったいわゆる暗記テストで回答を埋めなさいというような授業の仕方をするつもりはございません。

具体的に申し上げますと、学校の先生と相談した結果、例えば削除した内容としまして、バリアには4種類あるというような分類の仕方がよくされるかと思えます。例えば物理的なバリア、それから情報、文化面のバリアなどの分類も当初はスライドに載せておったのですが、バリアが4種類あって、それぞれこんな例がありますよなどというものは、授業のコマ数が限りなく多ければそういった内容を伝えてもいいのかなと思うんですが、学校の先生方と相談した結果、そういった分類や何々のバリアというようなキーワードを教えることが目的ではないでしょうということで削除をしております。そういったことから、学校の先生方には、言葉の丸暗記や、そういったものを教えることがこの教室の狙いではなくて、あくまで心のバリアフリーの中身といったことを学びの目的にしてもらえるようにしっかりと研修でお伝えしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

上杉委員 : 石井さんのご意見を今お聞きしました。確かに子どもたちに難しい言葉ではなくてもというお話はすごくよく分かるんですけども、ただ、私は今の小学校5年生の道徳の授業はどういう内容かは知らないんですけども、基本的に道徳の授業というのは、やっぱり人に優しくとか、間違ったことをしないとかという内容だと思うんですね。今回やっぱり新しく出てきた内容としては、社会モデルと合理的配慮なのかなと思ったんです。なので、現行の道徳の授業とは違う考え方というのを、都市政策課のこの取組で入れていただきたいと思いました。

例えば言葉にすることによって意識が生まれるということがあると思うんです。昔は全然言われなかったハラスメントという言葉も、ハラスメントという言葉が出てきたことによって何となく実態がしっかりとつかめるようになっていく。そういった意味で、「難しいかもしれないけれども、今みんなに話したことは社会モデルという考え方なんだよ」とか、あと、さっき言ったように、「障がいのある人の当事者の声をまず聞いて、思い込みでお手伝いしないということが合理的配慮なんだよ」というふうに言葉を新しく覚

えていただくことは大事ではないかと思しますので、お伝えいたします。

小松委員 : 公募市民の小松と申します。

資料が、前回とかその前から比べるとはるかによくなっていて分かりやすくて、先生も参加されるというところで、先生のほうに伝えていただきたいことがかなり移っているので、先生はこれから子どもたちを教育するので、この構成はすごくいいなと思いました。

分かる、分からないというのがあるんですけども、障害者差別解消法とか、社会が国際的にも、日本にしても、どうしたらいいんだろうというのをずっと悩みながら出てきたキーワードで、障がいの社会モデルとか、合理的配慮ですね。私も会社にて、どうしたらいいんだろうかと。言葉の意味は、簡単なようで対応の仕方が分からなかったというところがあるんですけども、ほかにも専門用語がいっぱいありましたけれども、今おっしゃったように、少なくともこの言葉は例えを言って、こういうことだよというのは、中学に入る前にちゃんと理解してもらいたいなと思いました。

あと2点ぐらいあるんですけども、13ページの資料で、「さべつをしない」、「ごうりの配慮」というのがあるんですけども、これは学校生活の中で、上のパワーポイントにあるような差別事例、合理的配慮事例以外に、学校の中ではどうだという事例的な説明はできないんですか。例えば生徒間とか、支援学級とかもありますし、車椅子で通われている生徒さんもいらっしゃる。それを言うのがいい、言わないほうがいいのかというのはよく分からないんですけども、自分たちの小学校の中で例えて説明する内容があれば、もっと理解しやすいのではないかなと思います。そこら辺を学校の先生とよく話していただいて、多分休み時間についつい言ってしまっている言葉とか、それを授業の中でたしなめたりしていることがあると思うんですね。こういったことは日本の社会でも世界でも駄目だと取り組んでいるんですよということを説明するためにも、そこら辺で何か事例がないかなと思いました。

それと、28ページです。これは動画なので資料がなければしょうがないんですけども、やはり学校の中では、こういった身体障がいの方もいらっしゃると思いますし、お年寄りも、今頃は地域と共に育てるという、お年寄りとも接することがあるので、これは理解できると思うんですけども、今さっき言ったように、学校の中の支援学級とか、それぞれあるところないところがあると思うんですけども、学校の中での事例動画があれば分かりやすいかなと思ったんです。そういったのが、これからだとは思うんですけども、より学校生活の中でこういうことだよというの分かる事例が増えていけばいいなと思いました。できるのであれば先生から聞いて、この動画の説明の後に例でちょっと言うと、学校の中のことですから、生徒は、ああ、あのことか、こういうことだなというのが分かると思うので、できたらそういったのを付け加えていただいたらと思いました。

事務局 : ありがとうございます。学校の児童に、人ごとの世界ではなくて、自分たちも関わりのある話なんだということが分かってもらえるように、学校生活や、学校生活で難しいようであれば例えば家庭生活であるとか、そういった事例で多くスライドを構成していくように検討してまいります。ありがとうございます。

大原会長 : 大原ですけれども、今そのようなご意見が出たのでついでに言うと、とにかくやっぱり抽象的なことではなくて、身近な場面というか、身近な環境で気づいてもらうことが大事だということと言うと、まだできていないのははっきり言えないですけれども、横浜市で、実は今、小学生向けの簡単なパンフレットを作り、その教師用指導書みたいなものを作っているところなんですね。それは一通り社会モデルや何かをいろいろ考えてもらう上で、身近な教室で何が問題かとか、学校の中でのバリアフリーを探検してみようとかというようなところへつなげていこうとしている。

だから、茅ヶ崎はもう今これだけでもう3コマ使っているわけで、さらに4コマ目、5コマ目というか、学年を変えて次の年にやるとかということでもいいと思いますけれども、そういう学校探検的なものも加えていくとさらにいいのではないかなということは実は前々から言ってはいるんですけれども、まず、横浜市のその資料が今教育委員会で調整中なのでまだ公開できないので、ちょっと言えなかったんですけれども。

それから、私自身が横浜国大の附属の小学校、中学校でやはりバリアフリー教室みたいなことをしたときには、実際に学校内を探検するというようなことをやって、これもかなり効果的でしたので、次の段階の心のバリアフリー教室学校編というようなことをちゃんと考えていただけるといいのではないかなと思います。一遍にそんなにいろんなことはできないと思いますので、いろいろ組み合わせていただければいいのではないかなと思いました。

斉藤委員 : ありがとうございます。今日は体調の関係でZoomでの参加になります。申し訳ございません。関心は非常に高いんですけれども、どうも体のほうが言うことを聞かないので、どうぞご容赦ください。

それで、今まで皆さんのいろいろご意見をいただいて、事務局のほうでも一生懸命いいプログラムをつくっていただいたということは敬意を表したいと思います。ただし、私は、皆さんの机の上に、7月16日に私が当初の市の企画案に対していろいろ質問を出したその資料を置いていただいていると思います。市のほうにこういった配慮をしていただいたことを感謝申し上げます。

その中にも、今まで皆さんがご指摘したような内容があるので、改めてここでは細かく説明しませんが、まず、聞いていて私が最初に思ったのは、資料1です。資料1の今年度の実施の概要で、募集校数が9校とあるんですが、9校はもう事務局は決めていらっしゃるでしょうか。あるいは、状況によっては従来のような3校、4校になるということも考えておりますか。9校募集す

るんでしょうか。そのスケジュールとかも、8月上旬で募集を開始して、中旬で実施校を決定するとあるんですが、9校やるということでもう進めているんでしょうか。その辺、最初に確認したいんですが。

事務局 : ありがとうございます。結論から申し上げますと、募集校数は最終決定ではございません。9校にこだわっているものではないんですが、ただ、これまでの取組方針でもご説明させていただきましたとおり、そもそものこのプログラムを改定する動機の大きな一つとしまして、実施校を今後拡大していくことを見据えてということがございますので、9校というようなご提案をさせていただいているところです。具体的には、昨年度4校の応募に対して9校の募集がございました。そういったところから、茅ヶ崎市内全19校ございますので、半数の9校というところを1つの目安の数字として出させていただいたものです。

斉藤委員 : ありがとうございます。それで、私、前回の市民部会で実施校について意見を述べさせていただきました。議事録を私自身見直しているんですけども、そこで、まず実施校が多いということが印象に残りました。ですから、実施校についてはもう一度より深めて、実施できるような回数はどのくらいなのか、マンパワー、時間配分も含めて再考いただければありがたいと思いますという意見を言いました。

それに対して最終的に大原会長のほうからも、ちょっと読ませていただきますと、対象校に関しては、確かに本当に実効性のある範囲でまずは今年をやってみるのがいいかと思いますので、目標の9校という数にあまりこだわらず、本当に自主的に繰り返し、それこそスパイラルアップができるように、小規模でもいいから繰り返し検討していくような段階かとは思いますが、そういうことを市民部会と一体となって検討してほしいというご意見もあったと思います。

そういうのを踏まえていくと9校にこだわらないというようなことで、ぜひ、今までの各委員の方々のご意見を伺うと、教育委員会、あるいは担当の先生方との調整なんかを、言葉遣いにしても、これからまだまだ時間が必要だと思うんですね。この9校にこだわらず、例えばモデル校として4～5校にして、それを教育委員会あるいは学校の先生方とのきめ細かな実践研修といったところを深めていってプログラムをつくっていくほうがよろしいのかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

大原会長 : 事務局のほうではどんな考えですか。

事務局 : ありがとうございます。この心のバリアフリー教室のやり方につきましては、もちろんこれといった正解があるものではございませんので、毎年トライ・アンド・エラーを繰り返しながら、だんだん成長していくものかと思っております。

物理的なコマ数に関して申し上げますと、実は昨年度まで実施しておりましたコマ数と、今回ご提案をさせていただいているコマ数は、総量としてほぼ

同じになりますので、マンパワーとしてはほぼやれる範囲かなということを考えております。また、学校との調整方法も、キントーンというオンライン上のところで学校の先生方とやり取りをするような手法を今年度から検討しておりまして、そういったところでもよりスマートに実施をしていくようにいろいろと考えてまいりたいと思っております。

斉藤委員 : ということは、9校は変更しないということですか。

事務局 : 実際に9校応募しましても、蓋を開けたら、9校必ず募集がないことも想定できますので、そのあたりのところは何とも申し上げにくいんですが、今のところ事務局としましては9校が、逆の言い方を申し上げますとマンパワーとしてはやれるぎりぎりかなと思っております。

斉藤委員 : 分かりましたけれども、分からないような気もするんですが、時間がないので次に行きます。今の9校にするのか、あるいはもうちょっといろいろ内容を詰めていって、応募が実際ないかもしれないということがあるということなので、その前提で、9校をするというようなことを目標にしつつも、内容を、僕は、教育委員会、あるいは各担当の先生方との事前研修をどのように進めていくのか、内容等を詰めていただくとよろしいかと思っております。

次に行きます。時間がないのでかいつまんで質問させてください。例えばなんですけれども、「知ろう！心のバリアフリー」の資料で12ページをご覧くださいいただけますか。「心のバリアフリー」のポイントというのが書いてありますね。「しょうがいの社会モデル」をりかいするということで、この言葉については、私も本当に皆さんが言うように、大人でも1時間でも理解できないかな、じっくり話し合ってもなかなか理解できないかなという言葉なんですけれども、こういったことを盛りだくさん、5年生ではかなり困難な言葉を使っているんですけれども、それは置いておいて、この箱の中ですね。

「せいしんしょうがい」と書いてあります。人の特性、「せいしんしょうがい」。その横に社会（世の中）、精神障がいのところに「こわいと思ひ込む」とあるんですね。私はこれを読んだときに、えっと思ったんです。「せいしんしょうがい」、「こわいと思ひ込む」、「さけられてしまう」、これは怖い。なぜこういう表現をしたのかなと私は思いました。先入観があるのではないかな、思い込みですね。

精神障がいは怖いんですかと私は自問自答しましたし、これを書いた事務局の方、なぜ精神障がい怖いのか。この後、これが全体で6回にわたって繰り返されているんです。私はこれは本当に学校で教えることなのかなと思いました。人権の侵害とか、人権の阻害がここにあるのではないかなと思ってしまったんですね。これは例なんですということかもしれません。でも、我々の潜在的な意識の中で、「せいしんしょうがい」、「こわい」、私はこれを読んだときに、もう少し時間をかけて、みんなで障がい者の、あるいは障がいの社会モデルというものを意見交換して考えて、あるいはそういう内容を話し

合ってみるのはどうかなと思ったんですね。これに関しては、事務局はどんな思いで「せいしんしょうがい」は「こわい」と思い込む」、こういうふうな表現にしたのかをご説明していただけますか。

事務局 : ありがとうございます。こちらにつきましては、意識上のバリアの一例として挙げたものでございます。例えばですけれども、高齢の方は、例えば筋力が衰えているですとか、男性は……。

斉藤委員 : 時間がないから、「せいしんしょうがい」、「こわい」だけ説明してください。

事務局 : これは、誤った思い込み、意識上のバリアの一例を挙げたものでございます。

斉藤委員 : だから、怖いですか。精神障がい怖いんですか。

事務局 : 精神障がいのある人を知らないことが原因で、例えばよく理解ができない、そういった理解ができないものを人はやっぱり本能的に恐れてしまう、あるいは避けてしまう。そういった意識のことを取り上げたつもりなんです。表現につきましてはよく研究をしまいたいと思います。

斉藤委員 : そうしてください。そういった箇所が、やっぱり例えば当事者との意見交換、あるいは当事者団体との意見交換が僕は弱いと思うんですね。やっぱり例えば精神障がいの団体と話し合えば、こういう表現は絶対出てこないと思います。募集とかそういう日程はあるようですけれども、ぜひ少し時間をかけて、誤った理解が子どもたちに広がらないように、そのような検討、これは話し合いしかないと思います。当事者同士、団体、市民の方々とそういった時間を十分取っていただきたいと思います。

長くなりましたので私は以上で終わりますが、そのところが全体を通して私はまだまだ検討不足だと思っていますので、ぜひ市民部会あるいは障がい者当事者、あるいは先生方、教育委員会、もう少し時間をかけて、直接的なそういう話し合いを行っていただきたいと思います。

大原会長 : ありがとうございました。私からもコメントすると、まず1点目の数に関しては、確かに少ない数でじっくりと評価をし固めていくというこの試みとしての今年度は位置づけだと思っていますので、9校という数にとらわれず、事務局としては、多分最大限やれる範囲をできるだけ多く実施したいという気持ちなんでしょうけれども、私もどちらかというと斉藤先生と同じ考えで、できるだけ少ない範囲でじっくりと評価をしていくという、それから、このテキストに関しても直しつつつくり上げていく、試してみるというそういう段階だと思っていますので、数を少なくしてより密度を上げるというか、じっくりとやるというようなことのほうがいいと思いますが、あまりこだわらず、募集をかけた結果などを見ながら進めていただけるとと思いますが、その点は皆さんは何かご意見はありますか。

峯尾委員 : 肢体不自由児者父母の会の峯尾と申します。よろしく願いいたします。先ほどの怖いという言葉ですね、私もこれがいいかどうかというのは分か

らないんですけれども、自分の経験上、自分の息子が小学生のときに子どもが近寄ってきて、うちの息子に対して、「気持ち悪い、怖い、変な顔」とかと言われたんですね。でも子どもって本当に素直なので、多分そのままの言葉で、「ああ、そういうふうに見えるんだな」とちょっと受け止めたんですね。だから、子どもは、言葉がいいかどうかは分からないんですけれども、やっぱり怖いという言葉がすごく理解できる言葉だし、気持ち悪い、変だとかという言葉が逆にすっと入るのかなということなので、私もこれは悪いかどうかというのは、この言葉が悪いわけではないのかなという、子どもさんにとっては逆に入るのかなという、そこは少し思ったところであります。すみません、まとめられないんですけれども、経験上、そういうふうには子どもはほとんどその言葉が入るので、正直なので、実際そうやって言われたので、気持ち悪いとか怖いとかという部分。でも、それってあれなんだよというところを大人の方が上手にまたそこはフォローするという感じで、すみません。

大原会長 : 分かりました。恐らく現場の先生たちもそんな感覚を持たれているのだと思います。ただ、私も非常に気にはなっていて、つまり、ここでは悪い例を挙げているわけですね。世の中の配慮のなさを表現する事例を挙げている。それにしても悪過ぎるのではないかなという気は私はしました。もう少し何か軽い例があればいいんですけれども、逆に前々からいろいろ出ていますように、かえって、今までそういうふうにしたことのない子が怖いと思ってもいいんだというふうに思ったりすると非常によくはないという気もしましたし、どう言えばいいんですかね。

もう少し軽い例があれば変えたほうがいいのかというのは、今のところ具体的ないい例が思いつかないんですけれども、考えてみたいとは思いますが、皆さんどうでしょうか。許容範囲なのか、つまり、テキストの趣旨としては悪い例を挙げている。しかし、悪い例が、あまりにもちょっと悪質なのではないかなと私は思う気もあります。難しいところなんですけれども。

小松委員 : 世の中の状況をちゃんと理解させる、どれが正しい、正しくないというのを理解させるのは、親とか大人の役割だと思うんですけれども、子ども自体は成長過程ではもともと善であり、何も知らない。そこに怖いとかというのを植えつけるのは、やはり家庭の中とか、ついつい親が言ってしまう、「あれは怖いんだよ」。それを5年生か6年生ぐらいになると、違うんですよという教育を受けると、親が言っていたら、パパが言っていたら、お父さんが言っていたら、「それ違うよ」と。私はこれに期待したいんですけれども。ネガティブに言うと、そう思ってしまう、使ってもいいんだなと思ってしまいう子もいるかもしれないんですけれども、それは先生が5年生の今の知識レベルを判断して、ここのところはうちはちょっと使わないほうがいいですというのであったら使わないでほしいですが、まさにこれを使って子どもたちの心を正したいという先生がいらっしゃったら、これを使っていきたい。その場、その場に預けていいのではないかなと思いました。

それと、もう1件あるんですけれども、9校できればいいと思います。私は機会均等でないといけないと思うので、19校一斉にやるのが本来のやり方だと思います。ただ、マンパワーもあるので、実際3校になったとしても、先生方への教育というか、研修会は19校の学年主任さんに集まっていたらいい、茅ヶ崎市がこういう形で動いているんですよというのを一斉にやったほうがいいのではないかなと。ある程度のこころ辺の教育、教材をちゃんと理解していただくということは、9校に絞って研修会をするのではなくて、19校の学年主任の方々に集まっていたらいい研修会を開いたらどうかなと思います。それで、マンパワーの問題もあるし、学校の事情もあってできないかもしれませんが、それは学校に情報を伝えるということではやったほうがいいと思います。

柏崎委員 : 老人クラブの柏崎です。

今、皆さん非常に難しい問題を提起されているんだけど、子どもと関わると、結構厳しい言葉をあまりよく考えないで発言している例は山ほどあるんですね。例えば、こんなことを言っていていいかどうか、ちんばだとか、めっかちだとかそういうことが、あまり深く考えないで、標準と言っては変だけれども、子どもの中では飛び交っているんですね。だから、そういうところを一体どういうふうにするのか。それこそもう封鎖してしまうのか、それとも、それを取り上げてもっと検討するのか。だから、あまり簡単にやめるとかやめないとかということでもないような気もいたします。非常に難しい問題で、どれが正解なのかは分からないかもしれないけれども、現状子どもは意外に深く考えないで、大人が考えているような厳しい言葉を発しているということだけはしょっちゅう耳にいたしますので、感想ですけれども、以上です。

倉金委員 : 茅ヶ崎市聴覚障害者協会の倉金と申します。

スライドのことですが、心のバリアフリーのいろいろな人がいるというところで、心のバリアフリーの資料の4ページ、見た目では分かりにくい特性、その中にやはり聴覚障がい者が載っていないんですね。聴覚障がいのイベントがいろいろあるんですが、そういう聞こえない子どもたちは、聴覚障がいの団体では、デフ・アドベンチャーという聴覚障がいの子どもを集めた企画があります。その中に聞こえる子どもたちや、身体障がいを持った子どもたちも集まって、いろんな障がいの子どもたちや健常の子どもとコミュニケーションを取ることがありますが、自然にお互い友達になって、仲よくできています。障がいを差別していません。

学校にいろんな子どもがいますが、例えば車椅子に乗っているとかであれば目で判断できますが、聴覚障がいの場合は目で判断できないことが実は多いです。それがゆえに誤解を受けることもあるので、例えばこの資料に、目で分かりにくい特性の中に聴覚障がいを載せていただくということプラス、手話も授業の中で取り入れてもらえればなというふうに考えてお

ります。よろしくお願いします。

大原会長 : ありがとうございます。事務局は何か補足はありますか。

事務局 : ありがとうございます。今いただきました倉金委員のご意見なんですが、聴覚障がいのことにつきましては、資料の3ページのイラストが9種類書いてあるんですが、下段の真ん中に、ちょっと分かりづらくて申し訳ございませんが、補聴器をつけたおばあさんの絵が描いてございます。こちらのほうで触れようと考えております。

また、手話のことにつきましては、資料の48ページのほうで紹介をしようかと考えていたところでございます。

また、斉藤先生からご指摘をいただきました精神障がい怖いと思ひ込むといったこちらの表現につきましても、我々事務局は、この表現でなければ目的を達せられないというふうには思っておりませんので、今後より研究して適切な表現に考えていきたいと思ひます。

いろいろとご意見をいただいておりますが、こちらで伝えたいことは、やはり意識上のバリア、一方的な思ひ込みで物事を判断してしまうことがいけないということ、それから無関心ですね。例えば車椅子使用者用の駐車区画に普通の方が止めてしまうですとか、視覚障がい者用誘導ブロックの上に物を置いてしまうといったこともバリアの一つであるといったことを伝えるためのスライドになっております。

繰り返しになりますけれども、様々伝えたいことは事務局としては山ほどありまして、それを全て資料化してしまうと、減らしたスライドがまた増えてしまうといったような堂々巡りになることもございますが、事前の研修で、とにかく学校の先生方にそういったこともバリアの一つであるといったことをしっかりと伝えて、子どもたちにそれが伝わるように頑張っていきたいと思ひます。ありがとうございます。

大原会長 : ありがとうございます。今の点については大原からは、個人的には、いわゆるコミュニケーション障がいとか、言語の違いということも理解してもらおうとすると、外国籍の方とか別の言語を使っている方、手話と同じように別の言葉があるということで、なかなか情報が伝わらないということもあるかと思うので、増やす方向で言うのは大変心苦しいんですけれども、その辺の視点も忘れずにやっていただければと思ひます。

倉金委員 : よろしくおひします。

大原会長 : おひします。

高丸委員 : 身体障害者福祉協会の高丸と申します。

ちょっとこの問題が難しくて理解ができなかったんですが、見た目では分りにくい特性と、それと、困っていることは一人一人違ひということ、いろいろあるんですけれども、例えば車椅子でも、車椅子が使えなかったらどうするか、階段があつたらどうするか、深くそれを問ひ詰める講義とかそういうのはやるんでしょうか。例えば、こうしたら、どうしたら。例えば車

椅子の方がいた場合、階段しかない。階段しかなかったら、それはどうするかという、そういうディスカッションみたいのはやるんでしょうか。

事務局 : ありがとうございます。時間が確かに非常に限られておりますので、できればそういった議論なんかをして、グループで子どもたちに自発的に考えてもらうのが理想だとは思いますが、なかなか実際時間が取れない可能性もございます。ただ、車椅子の方が階段しかない状況で児童に何ができるか、それを考える問いかけはしていきたいと思っています。例えば自分が何もできなくても、周りの大人に知らせるといったこともあなたにできる1つのことだよというのは、しっかりと教えていくプログラムになっております。

高丸委員 : それと、私は学校のことは分からないんですが、小学校にはエレベーターとかそういうのはないですね。学校には階段だけですよね。

事務局 : エレベーターが大分整備されてきておりますので、すみません、この場で全校ありますというふうに……。

高丸委員 : 私は車椅子ではないんですが、階段を上るのが非常につらいですよ。つらくて上れないんですが、手すりにつかまって上がろうとして、やっぱり上がれないという記憶があって、そういう場合はどうしたらいいかなと思ったんですよ。だから、学校にエレベーターとかがなくて、ただ、どうしているのかな。あと、先ほど言ったように、車椅子の方が、車椅子で階段しかない場合はどうしたらいいかなというのを考えてほしいなと思っていたんですよ。どうしたらいいのかなと考えるのに、あと、子どもたちからは分からないけれども、1人ではできないけれども、みんなが集まれば一緒に持ち上げたり、手伝ったりすることができるというのを考える時間とかがあったらいいなと思ったんです。

それでまた、もう一つ別のほうなんですけれども、ヘルプマークについても触れるということがあったんですが、今、ヘルプマークは結構皆さんに浸透していますけれども、ヘルプマーク以外にいろんな障がいのマークがあるんですね。そのマークが意外と知られていないので、それをもうちょっと皆さんに知っていただくような方法を取っていただきたいなと思います。例えば聴覚の方は補聴器をつけているマークがありますね。それから、内部障がいの方とか、オストメイトとかそういうのにもつながるんですが、そういうマークも学校のほうに皆さんに浸透できるように話していただけたらいいのではないかなと思いました。

すみません、あまりはつきり言えなくて申し訳ございません。

大原会長 : ありがとうございます。その辺も解説や何かにはいろいろ入れていくということで説明をされるといいかなと思います。

だから、バリアについて知ることはできそうだけれども、ではどうするかというところが、今解決の仕方は、取りあえず心として理解しましょうというだけなので、もともとの物理的なバリアフリーということも解決の仕方とし

て、こうやって世の中をよくしていきましょうというような話も出てくると、解決の方法として物理的なバリアフリーということも出てはきているのかな、ちゃんと学べるといいかなとは思いますが。

いろいろご意見が出てきたと思いますが、いずれにしても、よろしければ私から少し気がついたことを言いますと、全体の流れで、今回はとにかく社会モデルとか合理的な配慮というようなことを知ってもらうということだと思うんですけども、内容がやっぱり抽象的だということで、皆さんからご指摘があるように難しいところは抱えています。

それで、これは前回市民部会で斉藤先生からも言われましたけれども、もう少し去年までやっていたような体験型、対面型、対話型の当事者の方から話を聞くというような経験も気づきとしては大変重要だろうというようなことなので、その点に関しては、先ほどのご説明では社協が継続して実施されているというようなことがある。だから、その辺の連携を気づきの場面の対応として、これは全校にというのはなかなか難しいんだろうと思いますけれども、そういう対応と、それから、こういう理念的なところを知ってもらうとか、教えるということと変だけれども、学習してもらうというようなものと、その役割分担とか流れを、さらに言うと、先ほど私も紹介した学校探検みたいなもの、実際のバリアフリーにしていくためにどうしたらいいかというのを自分たちで考えるというような、次の段階の話までも含めた全体像みたいなものを少しあらかじめ考えていただけるといいかなと思います。

それを全てやるのは当然大変だと思いますので、全校で適用するものはこういうもの、それから、ピックアップして行っていけるものとかとめり張りをつけて、できる範囲で茅ヶ崎市全体で取り組まれているバリアフリー教育というようなものを、全体の見取図をつくっていただけるといいかなと思ったのが1つです。

あとは、それにも関係するんですが、この数年、2～3年前に作ったポスターというのがまさに今回の教育の教材にもなるわけで、この辺をもう少し活用する画面をつくってもいいのではないかなと思いました。今のところ、最初の1コマ目の中でちょっぴり出てきていますけれども、もうちょっとこの辺の生かし方というのも、今までずっと行ってきた流れの上で今これがあるんだということをみんなで意識してもらうためにも、ぜひポスターの活用というのを考えていただけるといいかなと改めて言っておきたいと思います。

上杉委員 : そんなところですが、ほかにこれだけはあるようなことはありますか。
自閉症児・者親の会、上杉です。

冒頭のご説明の中で、今後は社協さんが障がい理解啓発を中心にやって、それで都市政策課さんが心のバリアフリーをというふうにすみ分けて進めるというお話があったと思うんですけども、今日は社協の方はいらっしゃいますか。

すみません、私とか瀧井さんとか、いんくる隊という、知的障がい者理解啓発のプログラムを社協さんと昔つくって、呼ばれば行くという形にしているんですけども、今年は恐らく社協さんが企画した夏のボランティア大学が1回、前の年は1回、2回はあったりなかったり、極めて少ない回数なんです。なので、呼ばれるのも車椅子の方たちの体験が中心だったりして、だから、そのご説明には納得しかねるところがあるんですが、その辺はいかがでしょうか。

若林委員 : 社会福祉協議会の若林です。

今、上杉さんがおっしゃったとおり、先ほど来の説明を聞いていて、社協が1つの柱立てとしてそれを担っている、確かにあるよなとは思いますが、数とボリュームの部分で果たしてどうなのかというようなところは正直言っています。どこまで事務局間でその辺の整理をしたのかというのは少し不明な部分もありまして、私のほうから具体的な話がなかなかできないのも大変申し訳ないんですけども、今社協で担っている講座等で、果たしてどこまでそれが充足できるのか、その部分は少し事務局間で整理が必要なのかなと思いました。ありがとうございます。

上杉委員 : ご説明の詳細について、今、事務局長さんからご説明があったとおり、同じボリュームのものが2つ続くわけではないということを皆さんに知っておいていただきたかったんですね。だから、障がいの理解啓発の部分も、バリアフリー教室の中で私や瀧井さんは非常に有効だなと思ってやってきたものですから、そこが弱くなるのはちょっと残念だなと思います。

事務局 : 事務局でございます。先ほどのご説明で、社会福祉協議会さんと連携をして進めてまいりますというようなご説明で皆様ご認識されてしまったかもしれないんですけども、申し訳ありません、もちろん連携はしてまいります。社会福祉協議会さんのほうで、当事者の方による福祉教室、障がいを知ろうという、視覚障がいはこういうものです、聴覚障がいとか、障がいごとに障がいについて知ろうというような講座を持っていってほしいというようなことから、その役割分担としてのすみ分けを心のバリアフリー教室で図ろうといった趣旨で発言をさせていただいたものであります。なので、今後、社会福祉協議会さんと学校教育を進めていくに当たってのボリューム的な調整といったところは今後させていただきたいと思っております。なので、社会福祉協議会さんの的には唐突な事務局からのご説明に捉えられてしまったかもしれませんが、引き続き連携を図ってすみ分けを図ってまいります。

大原会長 : ぜひ、その辺、全体像の整理をよろしくお願ひしたいと思ひます。

齊藤先生から手が挙がっていますよね、お願ひします、お待たせしてすみません。

齊藤委員 : ありがとうございます。簡単に。皆さんのご意見を聞いていて、本当にいろいろな意見があるんだなというのはよく分かりました。まさにそれが心の

バリアフリーをつないでいく問題意識だなと思って、ご意見は拝聴させていただきました。

最後に1つだけなんですけれども、こういった形で意見交換、話し合いをすることで、次なる段階での心のバリアフリーに向けての課題、対応、それから、どんな取組をすればいいのかというのが明らかになってきたと思うんですね。ぜひ事務局にお願いなんですけれども、これからこの教室の進め方については、教育委員会なり、あるいは担当の学校の先生方とそれぞれ打合せをしたりすると思うんですね。ここでお願いなんですけれども、より多くの方々にその過程を情報共有していただく。あるいは、必要であれば、進め方等についての手引書についてまたご意見をいただく、そういう開かれた情報共有の場を用意していただければと思います。市民部会をはじめ当事者の参加を忘れずに、それから学校現場との協力、社協との協力、連携もあります。そういったことでより広く情報共有しながら、心のバリアフリーのプログラムを進めていただければと思います。よろしくお願いします。

大原会長 : ありがとうございます。というところで、今後、今のようなことで幾つかご提案をいただきましたから修正をしますよね。さらに、現場の先生たち等も、実際にこれが現場で可能かどうかというか、実際に使えるかどうかというようなことをもっと詰めていくと思います。その段階で私たちにはどんなふうに情報を提供いただけますか。まずは、スケジュールで言うと8月中に募集をかけるということでしょうけれども、そのときには概要を学校のほうに紹介して募集するというので、今資料として出ているこれを修正をして、固めるというのはいつぐらい。もう実施する直前までいろいろ修正をしても構わないということですかね。そうすると、9月、10月ぐらいの時点で、どうでしょうか、何か情報を流していただけるというようなことでもいいでしょうか。そこで気がついたら、またあまり細かいところまでうまく修正できるかどうかは分かりませんが、いろいろご意見をいただくということですか。事務局としてはそれでいいですか。今日みたいな会合は特に、すみません、私も勉強不足で、次回は予定はしていないですか。

事務局 : 次回が、協議会は年明けになってしまいます。市民部会は秋頃の予定でございますので、それに先立ちまして、本日皆様からいただいたご意見を基に再度修正させていただいたものを共有させていただきたいと思います。

大原会長 : 分かりました。では、ちょうど市民部会の頃合いが実施の申し込む始めというような形になるかと思います。では、またそういう感じで情報を共有していただきながら、ご意見もその都度いただけるといいかと思います。それでは、こちらの議題はここで一旦締めてよろしいでしょうか。大筋としてはいいんですけれども、言葉に関してはいろいろ気になる点がご指摘があったかと思うので、その辺の修正を事務局のほうにはよろしくお願ひしたいと思います。

それから同時に、どれぐらいの数にするかというのも、取りあえずは事務局

の案で進めて、ただ、あまりにもたくさんになって質が低下するというか、内容が薄くならないようにぜひお願いしたいと思います。できるだけこれは、今年度は試行段階だという意識を持っていただいて、次年度、また全校に例えば普及できるような基礎的な教材を作るというぐらいのそういう段階だというふうに考えていただければいいかと思います。

では、次の議題でよろしいでしょうか。

(2) 市バリアフリー基本構想の中間評価について

大原会長 : 次の議題は中間評価ということで、基本構想の中間評価報告書というのが資料として上がっていますので、こちらを説明いただいて、これはあまり質問などもこの段階ではあまり出ないかもしれませんが、一応報告に近い形で説明をお願いしたいと思います。

事務局 : それでは、事務局から失礼いたします。議題(2)についてご説明いたします。本議題の資料は資料4になります。

基本構想の中間評価報告書につきましては、前回、3月の協議会において素案を提示させていただきました。委員の皆様から貴重なご意見を頂戴しております。今回は、そのご意見を踏まえて修正、加筆した報告書(案)をお示ししたいと思います。

報告書(案)は、表紙、目次に続き、次の4つの大項目で構成されています。

1、はじめに、2、各事業の進捗状況、3、各事業に対する評価、4、今後の方向性。1、はじめに及び2の各事業の進捗状況につきましては、前回提示した素案から大きな変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

本日は3、各事業に対する評価及び4の今後の方向性についてご説明し、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

それでは、お手元の資料4の26ページをご覧ください。3、各事業に対する評価では、これまでの振り返りとして得られた成果や見えてきた課題を整理しております。

まず(1)市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業では、4つの項目を評価しております。

ア、心のバリアフリーの推進、こちらでは、心のバリアフリー教室について、教室実施後のアンケート結果や保護者からの感想において高い満足度が得られている一方で、単なる交流体験にとどまらず、心のバリアフリーを実践する意識を育むプログラムへの改良が必要であることが明らかになりました。また、前回の協議会でのご意見を受け、教員に対しても心のバリアフリーに関する正しい理解を促す必要性について内容を追加しております。

イ、施設整備に伴うバリアフリー化の推進では、当事者参画が効果的であること、事業者への意識啓発の必要性を述べております。ウ、公共サインの整備に伴うバリアフリー化の推進と、エ、安全な歩行空間の確保に伴うバリアフリー化の推進では、いずれも計画に沿って順調に推進されていると評価

しております。

続きまして、(2)市が主体となって取り組む事業では、新たなバリアフリー関連事業に取り組む課が増加した一方で、施設整備計画の件数が減少したことを述べております。

続きまして、(3)重点整備地区では、随時対応・定期実施、または短期として位置づけられている特定事業計画の着手率が78%に達していることから、本基本構想の目標年次である令和14年度、2032年度までに事業進捗率7割の達成を目標としていることに照らし、順調に推移しているものを評価しております。

最後に、(4)整備促進地区(香川駅周辺地区・辻堂駅周辺地区)では、市道7115号線の歩道整備事業やサイン点検を受け、順調に推移しているものを評価しております。

大項目3、各事業に対する評価は以上になります。

続きまして、大項目4、今後の方向性についてご説明いたします。

はじめに、(1)市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業についてです。心のバリアフリーのさらなる普及に向けて、各世代に応じた事業の展開を図ってまいります。単に言葉としての心のバリアフリーを伝えるだけではなく、心のバリアフリーを体現するための3つのポイントを踏まえながら、市民一人一人の具体的な行動を促すような啓発活動を強化していく方針です。

また、心のバリアフリー教室につきましては、より効果的に理念を伝え、より多くの学校で展開できるよう、プログラムの見直しと改善を進めてまいります。また、前回の協議会での意見を踏まえ、教員一人一人の深い理解が必要不可欠なため、教員に対する理解を深められる機会を創出していく必要があります。こちらの一文を加えております。

施設整備に関するバリアフリー化については、計画段階や基本設計の段階から、実際に施設を利用される多様な立場の方々の意見を伺い、可能な限り設計に反映するという取組を継続いたします。あわせて、事業者の意識変容を促すための具体的な手法についても今後検討を進めてまいります。

さらに、公共サインの整備や安全な歩行空間の確保についても関係機関との連携を基にバリアフリー化の取組を着実に進めてまいります。

次に、(2)市が主体となって取り組む事業についてです。職員研修などを通じて主体的にバリアフリー推進に取り組む意識を高め、実際にバリアフリーの推進に取り組む課がさらに増加することを目指しております。

続いて、(3)重点整備地区(茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区)です。関係機関との調整や合意形成が必要な中期、長期の事業についても、計画に基づいた確実な進捗を目指してまいります。そのために、調整作業の着手促進や意見交換会の実施などを通じ、計画どおりの実施を目指します。

最後に、(4)整備促進地区(香川駅周辺地区・辻堂駅周辺地区)です。こ

のエリアでは、必要に応じて公共サインの整備を進めるとともに、香川駅周辺については、今後も継続して歩道の整備や鉄道の複線化に向けた鉄道事業者への働きかけを行ってまいります。

以上が今後の方向性に関する説明となります。

詳細はお手元の中間評価報告書（案）にも記載されておりますので、併せてご確認ください。

議題（２）の説明は以上になります。

大原会長：説明をありがとうございました。それでは、ご質問とかご意見はいかがですか。

上杉委員：質問です。上杉です。前にも１回、この会議の場で発言したような気がするんですが、例えば香川駅とかだと、香川駅はホームの北と南に踏切がありますよね。どちらもそうであったと思いますが、線路に対して斜めに道が入っているんですよね。そうすると、例えばベビーカーの小さい車輪とか、車椅子の小さい車輪とかが線路の部分にはまってしまって、それで危険な状況になると聞いていて、そういった状態になったのをアラームとかで知らせる仕掛けというのがあると聞いたんですね。今回の整備にそこまでのことが入っているのかどうかを確認したいなと思いますし、入っていないのであれば、今後の課題として伝えていってほしいなと思います。

事務局：ありがとうございます。香川駅周辺の整備につきましては、踏切内の異常を検知する警報装置が整備されていたような記憶がございますが、再度確認をさせていただきまして、仮に整備されていない場合には、鉄道事業者にそういった働きかけも行ってまいりたいと考えております。ありがとうございます。

大原会長：今は中間評価ですね。今のお話は、当初からそういう問題があったということなんですが、この数か月の間にも何らかの形で建物が建て替わったりとかというようなことで、何らかの変化がある可能性がありますよね。逆に言うと、ひょっとすると新たなバリアが増えている可能性も可能性としてはあると思うんです。そういうのはどうやって、どこで捉えてこのバリアフリー基本構想の中に場合によって盛り込むとか、加えるとかということはできるんですか。そういう場合はどうすればいいのでしょうか。中間評価としてはその辺には触れずにいくのか、当初立てられた基本構想の単なる評価にとどめるのか、新たに出てきた問題がもしあるとすると、それに対してどんなふうに評価というか、加えていくのかという手順というか、実際そういうのがなければいいんですけども、もし出てきた場合にはどういう手順でやっていったらいいですか。

事務局：ありがとうございます。令和５年８月に改定を受けておりまして、この１年半の間には大きな変更はないものというふうに事務局では認識しております。ただ、今後、この計画期間である２０３２年、令和１４年度までの間に大きな変化があった場合には、当然中間評価のタイミングで計画のほう

に見直しを検討していく必要があろうかと思っております。

また、重点整備地区の特定事業計画につきましては、毎年度、茅ヶ崎駅、北茅ヶ崎駅周辺地区で特定事業が増えているか減っているかを事務局として注視しております。例えばなんですけれども、道を挟んだお隣の中央病院さんが建物が増えていたりといったことを事務局として認知した場合には、直接中央病院さんのほうに伺ってこのバリアフリー基本構想の特定事業計画についてご説明をして、必要に応じて事業計画を出していただくといった取組を行っているところでございます。そのように着実にまちの変化に合わせて計画のほうも順次修正をさせていただきたいと思っております。

大原会長 : ありがとうございます。分かりました。そのように加える要件とか修正するような点が出てきたら、この中間報告、中間評価が何回かまだあると思いますので、そういうときに出てくるということで了解しました。

皆さんから何かご意見、ご質問はありますか。

特にないようでしたら、引き続き状況変化などのウォッチングを欠かさずよろしくをお願いしたいと思います。

3. その他

次回の議会予定について

大原会長 : それでは、2つの議題は終わりましたが、その他は何かありますでしょうか。

上杉委員 : すみません、何回も発言いたしますが、上杉です。

まず1つは情報提供、もう1個はお願いなんです。前にもご紹介したかもしれませんが、ただいま茅ヶ崎で合理的配慮促進条例を考える会というグループがございまして、今日の資料でも、資料3の45ページにバリアを減らす社会の取組という項目がございまして、ページを開けると、みんなのバリアフリー街づくり条例というようなことがそういった取組の一つだというふうなここに書かれてあります。現在の進捗状況を申し上げますと、メンバーで茅ヶ崎市議会の議員さん一人一人にこの必要性をお伝えして、賛同を得たいというふうにもお願いしているところでございます。今後については皆様に進捗状況をお伝えしますが、この委員会の理念にも通じるところがありますので、もしご関心のある方は、このグループをちょっとのぞきにきていただけるといいなと思います。それが1つです。

それからもう一つ、これはお願いなんです。前にもこれも言ったかもしれませんが、今日はほとんどの発言を事務局の方がされていましたが、声が全部後ろから聞こえてくるんですね。発言される方は、できればこの輪に入っていただきたい。やっぱり発言される方の顔と発言を同時に見ながら理解したいんですね。狭い部屋だったらしょうがないんですけれども、今日の広さだったら全然入りますので、ぜひ次回からよろしくお願いいたします。

大原会長 : ありがとうございます。合理的配慮促進条例を考える会は茅ヶ崎市で条例化しようという。

上杉委員 : そうです。

大原会長 : すばらしいです。皆さんぜひいろいろ検討を進めていただければいいのではないかなと思います。

そのほかはよろしいでしょうか。

倉金委員 : 少し情報をお届けしたいと思います。以前、津波警報で心配しました。テレビで放送していましたが、茅ヶ崎の聾者は、相模川が氾濫することを大変心配して、ただ、情報がなかったんですね。我々の聴覚障害者協会でLINEをやり取りして、茅ヶ崎市役所からのメールがあるということ、避難所のこととかは決まっていなかったもので、できれば避難所はこちらに行ったほうがいいのか、迷っている人もいるので、茅ヶ崎市からはっきりと情報があると、聞こえない人たちが自宅で不安を抱えていたので、そういう情報を伝えていただけるやり方がありますか。各地域によって避難所の情報なども違うと思うので、そのあたりも手厚く情報をいただければと思います。

事務局 : ありがとうございます。申し訳ございません。事務局のほうではお答えができませんので、防災の部局にいただきましたご意見を確かにお伝えさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

倉金委員 : よろしくお願ひします。ありがとうございます。

大原会長 : それでは、一通り議事は終わったということですのでよろしいですかね。それでは、進行を事務局のほうにお返しします。ありがとうございます。

事務局 : 本日はご出席いただき、また、貴重なご意見を承りましてありがとうございます。

事務局より今後の開催予定についてご案内申し上げます。現時点では、10月頃に市民部会、令和8年3月に協議会の開催を予定しております。日程や議題の詳細につきましては、決まり次第事務局より改めてご連絡を差し上げますので、ご調整のほどよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会を終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。